

# 役員報酬等支給規則

[2020 年（則）第 3-16 号]

（目的）

第 1 条 この規則は、学校法人名古屋学院（以下「法人」という。）の寄附行為第 51 条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第 2 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学院の職員（校長）としての給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前 2 号以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。  
この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第 3 条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤理事に対しては、報酬、賞与、退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤理事及び監事に対しては、報酬、賞与、退職慰労金を支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第 4 条 常勤理事に対する報酬等の額は次のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第 1
  - (2) 賞与 別表第 2
  - (3) 退職慰労金 役員（理事・監事）退職手当支給基準内規（第 3-5 号）による。
- 2 非常勤理事及び監事に対する報酬等の額は次のとおりとする。
- (1) 報酬 別表第 3
  - (2) 賞与 別表第 4

(3)退職慰労金 役員(理事・監事)退職手当支給基準内規(第3-5号)による。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、次のとおりとする。

(1)報酬 支給日は毎月20日。ただし、当該日が休日若しくは土曜日のときは、その前日とする。なお、理事会等会議への出席及び法人業務のための勤務については、月末に集計し、翌月に支給する。

(2)賞与 夏期は6月15日、年末は12月10日。ただし、当該日が休日もしくは土曜日のときは、その翌日とする。

(3)退職慰労金 任期の満了、辞任、又は死亡により退職した後、1ヶ月以内に支給する。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程について、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(月の途中の就任・退任及び辞任等に関する報酬)

第7条 新たに常勤の役員に就任した場合は、その月から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を支給する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聞いた上、理事会で決定する。

附 則 1. この規則は2020年4月1日より施行する。

附 則 2. この規則は2022年4月1日より施行する。(役員の報酬の改正)

附 則 3. この規則は2025年4月1日より施行する。(寄附行為変更に伴う参照条文の修正、別表番号の修正、職員理事報酬の改正)

別表第1（常勤理事の役員報酬）

| 役 職 名 | 報酬の額   |
|-------|--------|
| 理事長   | 月額40万円 |
| 学院長   | 月額20万円 |
| 常勤理事  | 月額15万円 |

別表第2（理事長、学院長、常勤理事の役員賞与）

|        |                |
|--------|----------------|
| 6月の賞与  | 月額35,000円×6カ月分 |
| 12月の賞与 | 月額35,000円×6カ月分 |

別表第3（非常勤理事・監事の役員報酬）

| 役 職 名 | 報酬の額      |
|-------|-----------|
| 理事、監事 | 月額20,000円 |

別表第4（非常勤理事・監事の役員賞与）

|        |       |               |
|--------|-------|---------------|
| 6月の賞与  | 理事・監事 | 月額25,000円×6カ月 |
| 12月の賞与 | 理事・監事 | 月額25,000円×6カ月 |